平成２１年（フ）第２１１３号
大阪市西淀川区千舟２丁目９番21―408号
債務者　**樽**谷　明美
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中祖　康智
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月１日午後３時
5　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２８１１号
大阪市中央区東高麗橋１－７　シャトーアスティナ高麗橋10階1002号室、住民票上の住所大阪府吹田市青山台４丁目１番Ｃ74―317号
債務者　前田事務所こと　前田　信明
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中祖　康智
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月１日午後３時
5　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１５号
京都府船井郡京丹波町蒲生蒲生野232番地８
債務者　鳥越かおる歌謡学院こと　鳥越かおる
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平尾　嘉晃
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月７日午後２時40分
5　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２１年（フ）第１１２号
島根県松江市国屋町835番地12
債務者　坪倉　博之
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　光谷香朱子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月２日午前10時
5　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
松江地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６６６号
堺市西区浜寺石津町東１丁２番32―804号
債務者　田辺　武史
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宇津呂　修
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月19日午前10時
5　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第９２７号
堺市西区鳳南町５丁685番地７
債務者　福田　　茂
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宇津呂　修
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月19日午前10時
5　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第９４６号
堺市中区宮園町７番７―209号
債務者　髙橋　充枝
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宇津呂　修
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月19日午前10時
5　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第４５号
熊本県玉名市大倉748番地４　大倉ハイツ301号室
債務者　永野　敏郎
1　決定年月日時　平成21年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉井　秀広
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月５日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２１年（フ）第４６号
大分県国東市国東町鶴川725番地の１
債務者　山本　晋弘
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森脇　　宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月５日午後２時
5　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２０年（フ）第２８５号
金沢市北町丁58番地１　グリーンミント101号室、従前の住所金沢市畝田西一丁目195番地２　レオパレス大徳館117号室
債務者　戸水　和巳
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　雅代
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月14日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第２００号
山形市大字船町55番地
債務者　海谷　淳一
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山川　　孝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月８日午後２時15分
5　免責意見申述期間　平成21年10月８日まで
山形地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第４５号
熊本県荒尾市荒尾3856番地レジデンス田中Ⅱ102号室
債務者　梶原　千文（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成21年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　修英
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月26日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２０年（フ）第４６号
熊本県荒尾市荒尾3856番地レジデンス田中Ⅱ102号室
債務者　梶原　秀一
1　決定年月日時　平成21年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　修英
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月26日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２１年（フ）第１９５号
広島県福山市東深津町４丁目10番17号　タウン深津202号、旧住所広島県福山市東深津町４丁目10番17号　タウン深津201号
債務者　中塩　　勉
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後４時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　神原　宏尚
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月11日午前10時
5　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第１４７号
群馬県太田市鳥山上町1057番地　鳥山団地３―51号
債務者　坂内千代子
1　決定年月日時　平成21年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２１年（フ）第１１４号
岩手県一関市萩荘字打ノ目157番地１　ユートピア21・102
債務者　千葉ゆき子
1　決定年月日時　平成21年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２１年（フ）第９３号
埼玉県三郷市彦成３丁目７番７―405号、旧住所埼玉県越谷市中島３丁目53番地２
債務者　沓澤美津子
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係